

淀川流域委員会「水質WG」資料

1. 水質の状況

別紙(琵琶湖・淀川水系からみた20世紀の水質保全対策検証検討報告書)

2. 河川法と水質

河川法施行令の一部を改正する政令(昭和45年政令第235号)により、河川法施行令第16条の5が追加された。

河川に一日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、別表に掲げる認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りではない。

河川への汚水の排出は、水質汚濁防止法等により規制されることとなっているが、河川管理者においても、河川の汚濁の状況を的確に把握することが必要であることから設けられたものである。

政令の趣旨は、

①河川に排出する者に対して届出義務の周知徹底すること。

②的確な状況把握を行うため規制の事務を行う行政機関と相互に密接な連絡を保つ

こと。

③関係行政機関に対して監督の強化等の要請を積極的に行うこと。

となっている(昭和45年9月10日建設省河政発100号河川局長通達)。

令第16条の5関係

①令第16条の5に立ち入り検査の条項はない。

②同条は届出の規定であり、法78条の適用はない。

③同様に法75条監督処分の適用はない。

④届出を行わなかったことによる罰則はあるが、水質基準を上回ったことによる処分等はない。

河川法施行令第16条の6(緊急時の措置)

河川管理者は、異常な濁水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者に通報するものとする。

河川法第78条

国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又この法律による権限を行うため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

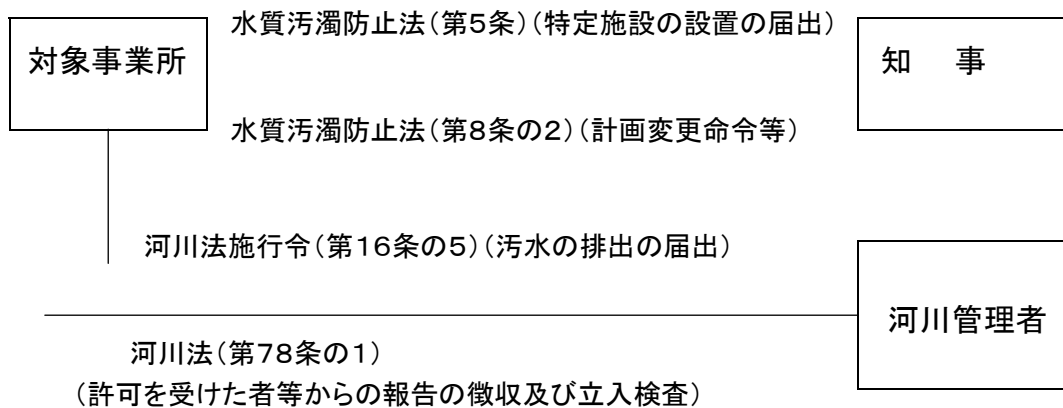
これは、河川管理者が河川管理上又は河川行政執行上必要があると認められた全
ての場合、立ち入り検査等の対象とすることができるもので、その場所は河川区
域内に限らず、河川区域外に存する事務所及び事業所も対象とできるものであ
る。

河川に直接放流する事業所等に関しては、排水施設と排水は一体ものである
ことか

ら、一般的に河川法第24条の許可を付与しているものと考えられる。この場合、
上記法第78条の適用を受けることになるが、汚水を排水した場合の取扱いは、
当然水質汚濁法等の規制も受けているものと考えられ、立ち入り検査等の実施
については、関係行政機関と密接な連絡を取りつつ対応にあたっているのが現
状。

また、汚水排水施設に対する日常的な管理、監視等については、許可条件に
水質検

査等の実施を義務づけている事例もあり、これらについては、内容の確認を行う
とともに、必要に応じて関係行政機関と調整を図りながら改善等を行っている。



※「河川」と「公共用水域」の違い

河川法

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯(堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。)その他河川の流水によつて生じる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

水質汚濁防止法

(定義)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。

3. 関係法令と河川管理者の関係

①水質汚濁防止法

第三章 水質の汚濁の状況の監視等

(常時監視)

第一五条 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

(測定計画)

第一六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画(以下「測定計画」という。)を作成するものとする。

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、測定計画に従って当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

(緊急時の措置)

第一八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、総理府令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1. 測定項目

生活環境項目、健康項目、要監視項目、その他の項目

2. 測定箇所(淀川水系)

H14年度

	河川管理者	知事等	合計
滋賀県	38	43	81
京都府	18	44	62
大阪府	12	67	79
兵庫県	8	6	14
奈良県	10	28	38
三重県	9	3	12
計	95	191	286

②湖沼水質保全特別措置法

第二章 指定湖沼の水質の保全に関する計画等

(湖沼水質保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、五年ごとに、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画(以下「湖沼水質保全計画」という。)を定めなければならない。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者(国を除く。)及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。以下同じ。)に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

(事業の実施)

第五条 湖沼水質保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(湖沼水質保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、湖沼水質保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係行政機関の協力等)

第二十八条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の水質の保全に関し意見を述べることができる。

2 河川管理者、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に関して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定湖沼の水質の保全に関して意見を述べることができる。

琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(滋賀県および京都府策定)の経緯

1. 昭和59年7月湖沼水質保全特別措置法制定
2. 昭和60年3月湖沼水質保全特別措置法施行
3. 昭和60年12月滋賀県および京都府が同法の指定湖沼に琵琶湖を申し出、指定を受ける。

4. 昭和62年3月 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(第一期)を策定

計画期間 昭和61年度～平成2年度

水質目標値

単位:mg/l

		現状(S60)	目標値(H2)	結果(H2)	環境基準値
COD	北湖	2.4	2.2	2.6	1.0
	南湖	3.7	3.4	3.6	

※CODは75%値、T-N,T-Pは規定なし。

河川管理者の取り組み状況

・公共用水域の水質の監視

滋賀県、水資源開発公団と共に、琵琶湖47地点、流入河川27地点において水質の監視、測定を実施。

5. 平成4年3月琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(第二期)を策定

計画期間 平成3年度～平成7年度

水質目標値

単位:mg/l

		現状(H2)	目標値(H7)	結果(H7)	環境基準値
COD	北湖	2.6	2.2	3.0	1.0
	南湖	3.6	3.3	3.9	
T-N	北湖	0.29	0.26	0.34	0.2
	南湖	0.38	0.35	0.42	
T-P	南湖	0.022	0.015	0.021	0.01

※CODは75%値、T-N,T-Pは年平均値。

北湖のT-Pは環境基準値を満足しているため計画からは除外。

河川管理者の取り組み状況

・公共用水域の水質の監視

滋賀県、水資源開発公団と共に、琵琶湖47地点、流入河川30地点において水質の監視、測定を実施。

6. 平成9年3月琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(第三期)を策定

計画期間 平成8年度～平成12年度

水質目標値

単位:mg/l

		現状(H7)	目標値(H12)	結果(H12)	環境基準値
COD	北湖	3.0	2.6	3.0	1.0
	南湖	3.9	3.7	3.9	
T-N	北湖	0.34	0.31	0.29	0.2
	南湖	0.42	0.39	0.39	
T-P	南湖	0.021	0.015	0.020	0.01

※CODは75%値、T-N,T-Pは年平均値

北湖のT-Pは環境基準値を満足しているため計画からは除外。

河川管理者の取り組み状況

・公共用水域の水質の監視

滋賀県、水資源開発公団と共に、琵琶湖47地点、流入河川30地点において水質の監視、測定を実施。

・南湖の中間水路における底泥しゅんせつ(0.08Km²)

7. 平成14年3月琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(第四期)を策定

計画期間 平成13年度～平成17年度

水質目標値

単位:mg/l

		現状(H12)	目標値(H17)	環境基準値
COD	北湖	3.0	2.8	1.0
	南湖	3.9	3.5	
T-N	北湖	0.29	0.27	0.2
	南湖	0.39	0.35	
T-P	南湖	0.020	0.015	0.01

※CODは75%値、T-N,T-Pは年平均値

北湖のT-Pは環境基準値を満足しているため計画からは除外。

河川管理者の取り組み状況

- ・公共用水域の水質の監視
滋賀県、水資源開発公団と共に、琵琶湖47地点、流入河川30地点において水質の監視、測定を実施。
- ・草津川放水路土壌浄化対策を実施(H13～)。
平成12年度に土壌浄化施設が完成し、H13より稼働中。
本施設では65%以上のリン除去率を目標としている。
(計画値は0.16mg/l→0.056mg/l)

③瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「関係府県」とは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに瀬戸内海の環境の保全に関係があるその他の府県で政令で定めるものをいう。

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する計画

(基本計画及び府県計画の達成の推進)

第四条の二 国及び地方公共団体は、基本計画及び府県計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

河川管理者の調査状況

1. 洪水時調査(枚方大橋)

測定頻度 2回／年(通日調査:13回／日)

測定項目 COD、T-N、T-P、BOD、SS、アンモニウム態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、オルトリン酸態リン

2. 通常時調査(宮前橋、宇治御幸橋、木津御幸橋、枚方大橋)

測定頻度 1回／週(1回／日)

測定項目 COD、T-N、T-P、BOD、SS、アンモニウム態窒素

④ダイオキシン類特別措置法

ダイオキシン類特別措置法

第一章 総則

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

第四章 ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等

(常時監視)

第二十六条 都道府県知事は、当該都道府県の 区域に係る大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

(都道府県知事等による調査測定)

第二十七条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の協議の結果に基づき調査測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

1. 測定項目

水質、底質

2. 測定箇所(淀川水系)

H13年度

	河川管理者	知事等	合計
滋賀県	1	7	8
京都府	6	15	21
大阪府	10	47	57
兵庫県	2	1	3
奈良県	1	9	10
三重県	2	3	5
計	22	82	104

①淀川流域における規制対象事業所の状況等

平成14年3月31日現在 単位:件

府県別	上乗せ規制排出量(条例)	水濁法	湖沼法	瀬戸内海特別措置法	府県条例	立入事業所数	措置内容			
							停止命令	改善命令	指導	注意
規制対象事業所数										
大阪府	30m3/日以上	21	対象外	11	1	59	0	0	1	0
滋賀県	10m3/日以上	965	386	対象外	810	1796	0	1	79	161
京都府	30m3/日以上	362	対象外	190	12	80	0	0	33	0
三重県	50m3/日以上	158	対象外	0	0	41	0	0	6	0
奈良県	50m3/日以上	36	対象外	20	0	29	0	0	3	0
大津市	10m3/日以上	95	8	対象外	77	150	0	0	11	15
京都市	30m3/日以上	42	対象法	42	0	77	0	2	2	0
枚方市	30,50m3/日以上	94 (30m3)	対象外	40 (50m3)	4 (30m3)	178	0	1	0	0
高槻市	30m3/日以上	18	対象外	7	2	25	0	0	2	0

出展: 淀川水質汚濁防止連絡協議会(H14. 8)資料

(規制適用排出量について)

規制適用排出量は、基本的に水濁法、瀬戸内海特別措置法等の法律に基づくもので、各事業所からの規制排出量は50m3/日以上と定められている。

また、水濁法等で上乗せの排出基準を設けても良いことになっており、各府県別では上表のとおりである。

②淀川流域における届け出事業所数と排出量

平成14年3月31日現在

府県別	届け出事業所数(事業所)	排出量(m ³ /日)
大阪府	492	163,636
滋賀県	5,279	847,125
京都府	1,727	649,658
三重県	779	87,848
奈良県	266	48,497
大津市	479	239,865
京都市	1,175	1,031,223
枚方市	324	147,535
高槻市	60	15,355
合計	10,581	3,230,742

出展：淀川水質汚濁防止連絡協議会(H14. 8)資料

4. 水質改善施設の状況

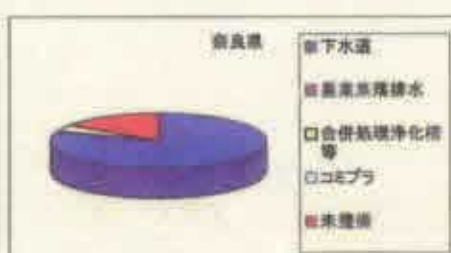
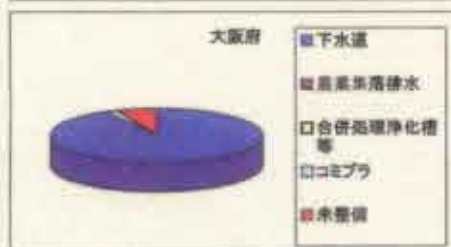
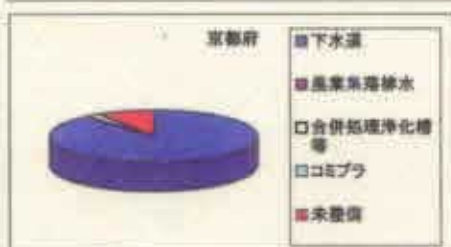
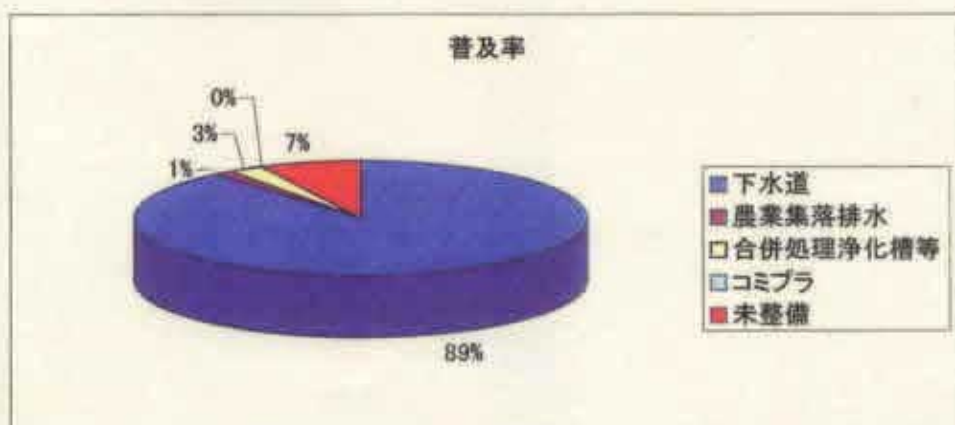
① 淀川流域における下水道計画と現況

平成14年3月31日現在

府県別	計画		現況			
	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	行政人口 (人)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	下水道普及率 (%)
大阪府	2,985,080	28,435	2,534,932	2,092,716	18,144	82.6
滋賀県	1,611,500	50,535	1,341,033	934,700	22,456	69.7
京都府	1,017,500	15,594	816,746	582,460	8,164	71.3
奈良県	1,016,500	1,737	606,400	65,100	857	10.7
京都市	1,360,000	15,707	1,462,000	1,450,000	14,971	99.2
大阪市	2,740,000	19,305	2,598,000	2,597,000	18,897	99.9

出展：淀川水質汚濁防止連絡協議会(H14. 8)資料

淀川水系の汚水処理(水洗化)の状況



(三重県)

②淀川水系における河川直接浄化

1)河川における浄化施設

(1)天神川浄化施設(礫間接触酸化法)

天神川は桂川に流入する支川のうちでも汚濁の著しい河川であり、こうした支川の汚濁負荷を削減していくことによって桂川、淀川のBOD及びSSの改善を図ることを目的としている。

(2)鳥羽木炭浄化施設(流水保全水路整備事業、上向流木炭浄化法)

淀川の汚濁発生源となっている支川(桂川)からの汚濁水や下水処理後の排水を広大な高水敷を活用した浄化施設を流下させ本川から分離させることにより、河川の持つ浄化機能を増進させることとともにBOD、SS、T-N及びT-Pの改善を図ることを目的としている。

(3)鳥羽礫間浄化施設(流水保全水路整備事業、礫間接触酸化法)

淀川の汚濁発生源となっている支川(桂川)からの汚濁水や下水処理後の排水を広大な高水敷を活用した浄化施設を流下させ本川から分離させることにより、河川の持つ浄化機能を増進させることとともにBOD及びSSの改善を図ることを目的としている。

(4)天野川浄化施設(礫間接触酸化法)

淀川に流入する汚濁の著しい支川(天野川)のBOD及びNH₄-Nの改善を図ることを目的としている。

(5)淀川流水保全水路

流水保全水路は、高水敷に新たな水路を設置し、淀川の主要な汚濁源となっている中下流部における支川や下水処理水を本川に合流させることなく分離・流下させることにより主要な汚濁流入地点と取水地点の位置関係を改善し、もって淀川のBOD、NH₄-Nの改善及び多様な生物・生息環境の保全を図る。

当面は京都府域内施設を運用するにあたり必要な施設(維持管理・状態監視・実験施設等)を整備していくこととし、下流大阪府域への延伸を含めた新規の事業については、部分運用による効果を充分検証し、住民のコンセンサスを得、河川整備計画への位置づけを図ったうえ実施していく予定。

(6)草津川放水路浄化事業(土壌浄化施設、植生浄化施設)

「湖沼水質保全対策行動計画」の一環として、琵琶湖南湖の「中間水路」のアオコ発生を抑制することを目的として、草津川放水路の浄化事業を行い、中間水路に流入する負荷(COD、T-N、T-P)を削減する。

また、琵琶湖の水を水源とする上水道のアオコ発生における異臭味の水質改善を図る。

2)ダム環境整備事業

(1)室生ダムにおける水質保全施設

室生ダムの富栄養化を抑制することを目的とし、貯水池の水質を保全するため、上流端で河川水を一次対流させ、水中の栄養塩(窒素、リン)を沈降させるための水質保全ダム、水質自動監視装置、植物による水質浄化を行うためのビオトープ、太陽光の遮断による植物プランクトンの異常発生の抑制・根茎からの栄養塩(窒素、リンなど)の吸収・水生植物に付着する藻類とプランクトンによる水質浄化を図るための浮島を整備する。

(2)高山ダムにおける水質保全施設

高山ダムの富栄養化を抑制することを目的とし、貯水池の水質を保全するため、植物プランクトンを破壊するための噴水、淡水赤潮原因植物プランクトンが貯水池下流域へ拡がっていくことを防止するためのフェンス、植物プ

プランクトンの異常発生を抑制するための曝気循環設備、貯水池の水質を常時監視するための水質画像監視装置、アオコ原因藻類を食べることのできる動物プランクトンを増加させるための人口生態礁を設置する。

5. 水質関連施策

①全国的に検討中の事例

1. 排水情報の把握及び整理

河川管理者として、汚濁負荷削減や水量管理等の河川の水環境に関する計画の立案や施策の展開として利用するために、河川管理者が取排水系統、取排水位置、水量及び水質等の情報を把握し、取排水情報の管理を充実させ、河川情報として公開していくことにより、河川に係る施策の展開を円滑にしていくことを目的として整理する。

2. 新しい水質指標の検討

今後の水質管理においては、良好な自然環境の維持や水質の安全性の確保が重要な課題となっている。また、河づくりに対する地域住民の参加機会がより多くなるにつれ、住民に分かりやすく水質を示す必要性が高まっている。

こうした、河川利用に対するニーズの高まり・多様化に対して、住民に分かりやすく提示でき、しかも誰でも水質の評価に参加できるものを指標として①人とのふれあい、②生物の豊かさ、③飲み水としての使いやすさなどの観点から、新しい水質指標の検討を実施。

3. 清流ルネッサンスⅡ（水質・水量の改善）

平成5年度より「水環境緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」に基づき、地域の取り組みと一体となって河川事業や下水道事業を実施した結果、対象河川において水質や河川景観の改善等の効果が現れてきた。

平成13年度以降は、21世紀の我が国にふさわしい健全な水循環系の構築が重要であることに鑑み、水質及び水量の改善を目的として、新たに対象となる河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池を選定し、地域と一体となって策定する「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づき、水環境改善施策を推進する。

林田川では、冬期に水枯れを起こすようになったことから、揖保川からの導水を計画し林田川の水量確保を図る。

大和川では、水質は徐々に改善しているが、環境基準を達成するため、河川事業、下水道事業、その他施策を推進する。

②過去の事例

1. 清流ルネッサンス21事業

平成5年度より「水環境緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」に基づき、地域の取り組みと一体となって河川事業や下水道事業を実施した結果、水質や河川景観の改善等の効果が現れてきた。

揖保川では、浚渫により汚泥を取り除いた後、多自然型河川整備による川の整形や浚渫跡にワンドやトンボ池を造るなどの河川事業の他、下水道普及率の向上や地域住民による河川美化の取り組みなどにより水質が著しく改善した。(H1～H5BOD年平均値30.8mg/l→H11BOD年平均値1.2mg/l)

③農薬関係

1. 近畿地方整備局では、占用の更新時に農薬使用計画の提出を義務づけ当使用量の削減を指導している。(行政指導)

2. 近畿地方整備局では、各ゴルフ場から提出される農薬使用計画を参考に、年2回、各ゴルフ場及び公共水域の計15箇所において、農薬調査(35項目)を実施している。

今年度より、平成13年度に新たに指針値の設定された10農薬についても調査を実施することとしている。

①公共水域以下の9箇所

桂川(宮前橋)、宇治川(御幸橋)、木津川(御幸橋)、枚方大橋左・中・右、鳥飼大橋左・中・右

②ゴルフ場以下の6箇所

水無瀬、樟葉、牧野(調整池、配水管)、高槻、京阪

3. 大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱に基づき各ゴルフ場へ指導を実施している。

(1)ダイオキシン類調査地点別河川水質測定結果(表2-1)

水系名	河川名	調査地点	管理事務所等	都道府県名	PCDD+PCDF+Co-PCB(水質) Pg-TEQ/L			
					H11. 8	H11. 9	H12. 2	H12. 9
淀川	瀬田川	唐橋流心	琵琶湖工事事務所	滋賀県	0.097	—	0.19	0.2
	宇治川	隠元橋	淀川統合管理事務所	京都府	—	—	—	0.12
	宇治川	宇治川御幸橋	淀川工事事務所	京都府	0.088	—	0.12	0.17
	宇治川	天ヶ瀬ダム	淀川統合管理事務所	京都府	0.083	—	—	0.096
	宇陀川	室生ダムサイト	水資源開発公団	奈良県	0.1	—	—	0.17
	宇陀川	室生ダム県営取水口	水資源開発公団	奈良県	0.1	—	—	—
	布目川	布目ダムサイト	水資源開発公団	奈良県	0.11	—	—	—
	木津川	島ヶ原大橋	木津川上流工事事務所	三重県	—	—	—	0.12
	名張川	家野橋	木津川上流工事事務所	三重県	—	—	—	0.18
	名張川	青蓮寺ダムサイト	水資源開発公団	三重県	0.093	—	—	—
	比奈知川	比奈知ダムサイト	水資源開発公団	三重県	0.075	—	—	—
	木津川	加茂恭仁大橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	0.51
	木津川	玉水橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	0.55
	木津川	木津川御幸橋	淀川工事事務所	京都府	0.18	—	0.11	0.59
	桂川	日吉ダム	水資源開発公団	京都府	0.071	—	—	0.07
	桂川	高山ダム	水資源開発公団	京都府	0.23	—	—	—
	桂川	渡月橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	0.077
	桂川	西大橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	0.11
	桂川	宮前橋	淀川工事事務所	京都府	0.2	—	0.61	0.47
	淀川	枚方大橋左岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	0.17	0.23
	淀川	枚方大橋中央	淀川工事事務所	大阪府	—	—	0.14	0.2
	淀川	枚方大橋右岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	0.13	0.15
	淀川	鳥飼大橋左岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	0.14
	淀川	鳥飼大橋中央	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	—
	淀川	鳥飼大橋右岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	0.18
	淀川	淀川大堰	淀川工事事務所	大阪府	—	—	0.13	0.25
	淀川	伝法大橋	淀川工事事務所	大阪府	0.087	0.093	—	0.17
	芥川	鷺打橋	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	0.11
	猪名川	銀橋	猪名川工事事務所	兵庫県	—	—	—	0.11
	猪名川	軍行橋	猪名川工事事務所	兵庫県	0.089	—	0.23	0.15
	猪名川	利倉	猪名川工事事務所	大阪府	—	—	—	0.1
	漢川	中園橋	猪名川工事事務所	兵庫県	—	—	—	0.24
一庫大路次川	一庫ダムサイト	水資源開発公団	兵庫県	0.073	—	—	—	

水質の環境基準値は1pg-TEQ/L

(2)ダイオキシン類調査地点別河川底質測定結果(表2-2)

水系名	河川名	調査地点	管理事務所等	都道府県名	PCPD+PCDF+Co-PCB(底質) (pg-TEQ/g dry)			
					H11. 8	H11. 9	H12. 2	H12. 9
淀川	瀬田川	唐橋流心	琵琶湖工事事務所	滋賀県	—	—	3.1	13
	宇治川	隠元橋	淀川統合管理事務所	京都府	—	—	—	0.25
	宇治川	宇治川御幸橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	3.8	1.3
	宇治川	天ヶ瀬ダム	淀川統合管理事務所	京都府	—	—	—	26
	宇陀川	室生ダムサイト	水資源開発公団	奈良県	34	—	—	43
	宇陀川	室生ダム県営取水口	水資源開発公団	奈良県	29	—	—	—
	布目川	布目ダムサイト	水資源開発公団	奈良県	—	—	—	—
	木津川	島ヶ原大橋	木津川上流工事事務所	三重県	—	—	—	2.8
	名張川	家野橋	木津川上流工事事務所	三重県	—	—	—	0.95
	名張川	青蓮寺ダムサイト	水資源開発公団	三重県	—	—	—	—
	比奈知川	比奈知ダムサイト	水資源開発公団	三重県	—	—	—	—
	木津川	加茂恭仁大橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	1.1
	木津川	玉水橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	0.27
	木津川	木津川御幸橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	0.52	1.2
	桂川	日吉ダム	水資源開発公団	京都府	—	—	—	4.6
	桂川	高山ダム	水資源開発公団	京都府	—	—	—	—
	桂川	渡月橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	0.51
	桂川	西大橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	—	0.7
	桂川	宮前橋	淀川工事事務所	京都府	—	—	6.6	11
	淀川	枚方大橋左岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	1.3	4.6
	淀川	枚方大橋中央	淀川工事事務所	大阪府	—	—	0.79	—
	淀川	枚方大橋右岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	3.2	2.2
	淀川	鳥飼大橋左岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	0.74
	淀川	鳥飼大橋中央	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	—
	淀川	鳥飼大橋右岸	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	0.55
	淀川	淀川大橋	淀川工事事務所	大阪府	—	—	18	0.45
	淀川	伝法大橋	淀川工事事務所	大阪府	22	0.093	—	27
	芥川	鷺打橋	淀川工事事務所	大阪府	—	—	—	0.45
	猪名川	銀橋	猪名川工事事務所	兵庫県	—	—	—	1.3
	猪名川	軍行橋	猪名川工事事務所	兵庫県	—	—	0.63	4.2
	猪名川	利倉	猪名川工事事務所	大阪府	—	—	—	1.8
	漢川	中園橋	猪名川工事事務所	兵庫県	—	—	—	6.7
	一庫大路次川	一庫ダムサイト	水資源開発公団	兵庫県	—	—	—	—

底質の環境基準値は150pg-TEQ/g dry

(1) 淀川水系における内分泌攪乱化学物質調査地点別河川水質測定結果 (基本調査対象物質) (表 1 - 1)

水系名	河川	調査地点名	4-t-オクチルフェノール		ノニルフェノール		ビスフェノールA		17β-エストラジオール (ELISA法)		
			H11秋 (0.01)	H12秋 (0.01)	H11秋 (0.1)	H12秋 (0.1)	H11秋 (0.01)	H12秋 (0.01)	H11秋 (0.0002)	H12秋 (0.0002)	
			検出下限値								
淀川	琵琶湖	1	安曇川沖中央	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0006
		2	枚方大橋左岸	0.02	ND	0.3	ND	0.04	ND	0.0018	0.0012
	淀川	3	枚方大橋中央	ND	ND	0.2	ND	0.02	ND	0.0014	0.0012
		4	枚方大橋右岸	0.01	ND	0.2	0.1	0.03	ND	0.0017	0.0014
		5	淀川大堰	ND	ND	0.1	0.1	0.02	0.01	0.0008	0.0010
	猪名川	6	軍行橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0006
淀川水系 6 地点の検出値範囲			0.01 ~ 0.02	ND	0.1 ~ 0.3	0.1	0.02 ~ 0.04	0.01	0.0004 ~ 0.0018	0.0006 ~ 0.0014	
全国 131 地点の検出値範囲			0.01 ~ 0.48	0.01 ~ 0.13	0.1 ~ 3.3	0.1 ~ 1.0	0.01 ~ 0.65	0.01 ~ 1.7	0.0002 ~ 0.013	0.0002 ~ 0.010	

単位：μg/L

ND：不検出（検出下限値未満）

No		物質名	主な用途
1	アルキルフェノール類	4-t-オクチルフェノール	界面活性剤の原料 / 分解生成物
2		ノニルフェノール	
3	ビスフェノールA	ビスフェノールA	樹脂の原料
4	人畜由来ホルモン	17β-エストラジオール (ELISA 法)	

(2) 淀川水系における内分泌攪乱化学物質調査地点別河川水質測定結果 (追加調査対象物質) (表 1 - 2)

水系名	河川名	調査地点名	4-t-ブフェノール		ベンゾ(a)ピレン		ベンゾフェノン	
			H 11秋	H 12秋	H 11秋	H 12秋	H 11秋	H 12秋
淀川	淀川	検出下限値	[0.01]	[0.01]	[0.01]	[0.01]	[0.01]	[0.01]
		枚方大橋中央	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全国 9 河川の検出地点数			2/12	0/14	0/12	0/14	3/12	2/14

水系名	河川名	調査地点名	17 -イストラジオール (LC/MS法)		イチニルイストラジオール (GC/MS法) (LC/MS法)		エストロン (LC/MS法)	
			H 11秋	H 12秋	H 11秋	H 12秋	H 11秋	H 12秋
淀川	淀川	検出下限値		[0.0005]	[0.0001]	[0.0005]		[0.0005]
		枚方大橋中央	-	ND	ND	ND	-	ND
全国 9 河川の検出地点数			-	1/14	2/12	0/14	-	5/14

単位：μg/L

N D : 不検出 (検出下限値未満)

- : 未測定

	物質名	主な用途
1	4-t-ブフェノール	界面活性剤の原料 / 分解生成物
2	ベンゾ (a) ピレン	石油等燃焼生成物
3	ベンゾフェノン	医療品合成原料、保香剤等
4	17 -イストラジオール (LC / MS 法)	人畜由来ホルモン
5	イチニルイストラジオール	合成エストロゲン (ピル)
6	エストロン	人畜由来ホルモン

(3) 淀川水系における内分泌攪乱化学物質調査地点別河川底質測定結果 (基本調査対象物質) (表 1 - 3)

水系名	河川名	調査地点名	4-t-オキシルフェノール		ニフェノール		ビスフェノールA		17-β-エストラジオール (ELISA 法)	
			H11秋	H12秋	H11秋	H12秋	H11秋	H12秋	H11秋	H12秋
淀川	淀川	検出下限値	[1.0]	[1.0]	[3.0]	[3.0]	[0.2]	[0.2]	[0.3]	[0.3]
		枚方大橋中央	ND	ND	12	17	1.2	2.2	ND	ND
全国9河川の14地点検出値範囲			2.9 ~ 67	1.5 ~ 59	5.7 ~ 1400	3.0 ~ 1100	0.3 ~ 26	0.5 ~ 16	0.4 ~ 1.2	0.3 ~ 0.4
全国9河川の14地点検出地点数			3/11	2/14	9/11	10/14	9/11	11/14	5/11	2/14

単位：μg/kg
ND：不検出（検出下限値未満）

(4) 淀川水系における内分泌攪乱化学物質調査地点別河川底質測定結果 (追加調査対象物質) (表 1 - 4)

水系名	河川名	調査地点名	4-t-ブチルフェノール		ベンゾ(a)ピレン		ベンゾフェノン		エストロゲン (LC/MS法)	
			H11秋	H12秋	H11秋	H12秋	H11秋	H12秋	H11秋	H12秋
淀川	淀川	検出下限値	[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	-	[0.05]
		枚方大橋中央	ND	ND	ND	1.8	ND	ND	-	ND
全国9河川の14地点検出値範囲			1.0 ~ 2.4	2.0	2.2 ~ 170	1.3 ~ 27	2.0 ~ 7.8	1.4 ~ 4.8	-	0.05 ~ 0.92
全国9河川の14地点検出地点数			2/11	1/14	5/11	12/14	2/11	3/14	-	8/14

水系名	河川名	調査地点名	17-β-エストラジオール (LC/MS法)		イチニルエストラジオール (GC/MS法) (LC/MS法)	
			H11秋	H12秋	H11秋	H12秋
			検出下限値		[0.05]	[0.01]
枚方大橋中央	-	ND	ND	ND		
全国9河川の14地点検出値範囲			-	0.07	0.17	0.07
全国9河川の14地点検出地点数			-	1/14	1/11	1/14

単位：μg/kg
ND：不検出（検出下限値未満）
-：未測定